

# 大阪市立野田小学校「学校いじめ防止基本方針」

(改訂) 令和8年4月

## 1. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、「いじめはどの学校や学級でも起こり得る問題である」という認識のもと「創造性・自主性を身につけ、人間性豊かな子ども」の育成のために、「野田小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 「いじめを絶対に許さない」という、学級、学校の雰囲気づくりを推進する。
- ② いじめの未然防止や早期発見のための取組を学校全体で進める。
- ③ 家庭・地域とも連携した取組を進める。

## 3. 未然防止についての取組

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も、被害者にも加害者にもなりうるものである。したがって、いじめの未然防止のためには、一部の児童を想定した取組よりも全ての児童を対象とした取組が効果的である。つまり、いじめ対策のために何か特別なことに取り組むのではなく、日々の授業や行事を改善する中で、すべての児童が

- ・安心できる
- ・自己肯定感や充実感・成就感を得られる

という場所を提供できる授業づくりと集団作り（“居場所”づくり）が、未然防止のベースであるという考えのもと、いじめに向かわせない取組を全教職員で行う。

### <理想とする授業づくり、集団作り>

- 自由で温かい雰囲気でありながら、集団としての規律がある。
- すべての児童が学習活動を楽しみ、学級内に親和的な人間関係が確立している。
- すべての児童が意欲的・自主的に学習や学級の諸々の活動に取り組み、児童同士の間で学び合いが生まれている。

河村茂雄著「学級集団作りのゼロ段階」より

(1) 授業の改善を図る（学びを通じた児童の自己肯定感の向上）

児童にとって「分かりやすい授業」づくりに努める（個別の指導支援の質を高める）。以下の取組を授業研究や公開授業として実践し、教員の指導力向上につなげ児童の学ぶ楽しさや喜びを高める。

- ・ 教職員が同じ方針で指導にあたり、授業規律を全校で徹底する。
- ・ 個別の課題に応じたワークシートや教材教具を作成し活用する。
- ・ 習熟度別指導の一層の充実、T・Tを活用したきめ細かい個別指導を進める。
- ・ ICT等を活用した視覚支援の充実を図る
- ・ 学年のつながりを考慮した補助資料の作成と精選を図る。
- ・ 授業中に児童同士の対話の時間を多く取り入れることにより、相手の思いや考えを理解する心の育成を図る。

(2) 児童の自己肯定感を高める（学校生活全般において）

- ・ 児童一人一人の持ち味が生かされる学級集団づくりを進める。
- ・ たてわり班活動を活かした心のふれあい活動を計画的に実施し、異学年による助け合いや協働作業を通して心の交流を図る。
- ・ 全ての学年で、地域住民とのふれあい活動(ボランティア的な活動)を推進し自己肯定感を高める。

(3) 児童のいじめに対する意識の向上を図る

- ・ 道徳授業を充実させ、いじめを「見逃さない・許さない」態度を育てる。また、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、自分自身の生活や行動を省みるようにする。
- ・ 学校生活全般において、いじめを生まないための互いの個性の理解やいじめを生まない望ましい人間関係の構築を図る。全ての児童が、いじめについての認知度を高め、いじめを生まない集団づくりを推進する。
- ・ 情報モラル（ネットによるいじめ）について、学年に応じた指導を行う。

#### 4. 早期発見についての取組

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) 日常的に児童の様子を丁寧に観察し、情報を共有する(学年・学校・保護者)。

- ・ 日記指導
- ・ 教育相談
- ・ 個別の聞き取り
- ・ Q-Uの活用
- ・ SCとの連携
- ・ 生活指導連絡会（月1回）での情報共有

(2) 学期に1回「いじめを考える週間」を設け、その後にアンケート調査を行う。

5月 10月 1月

(3) 外部機関との連携

- ・ SC
- ・ SSW
- ・ こども相談センター
- ・ 家庭児童相談室（区役所）

## 5. 解決についての取組

いじめを認知した場合は、**組織で対応**する。十分な聞き取りを行い、教育的配慮のもと指導を進める。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置く。

### ※「組織で対応」

- ・担任だけで処理をしない。
- ・管理職、学年主任、生活指導部長への「報告」「連絡」「相談」  
→聞き取り、指導、対応の方針を共通理解

◆方針を共有していない者は、原則、聞き取り・指導に関わらない。

(1) いじめ事案を認知した教職員は、**迅速に適切な初期対応**を行う（事実確認・事実把握）。

### ※「適切な初期対応」徹底した事実確認・事実把握

- ① 被害児童から被害の状況を聞き取る。  
\*被害児童の心のケアを最優先とする。
- ② 加害児童からの聞き取りを始める。※①②を同時に行わないこと。  
↓（事実確認・把握の完了）
- ③ 関係児童への指導、被害児童の安心確保、支援
- ④ 関係保護者への連絡、報告
- ⑤ 学級、学年での全体指導

(2) 事実確認や児童への指導については、学級、学年、対策委員会メンバー、管理職等、関係教職員で手分けをして行う。

(3) 取組状況については、逐一管理職・対策委員会に報告し常に対応の内容を共有する。

(4) 事案内容によっては、管理職・対策委員会による対応も行う。また、場合によってはS  
CやSSWの協力のもと心のケア等を含めた指導を行う。

(5) 被害児童に対する心理的・物理的ない影響を与える行為が止んでいるか、少なくとも3  
か月は観察し確認する。

(6) 被害児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

↓

※(5)(6)が確認できて、初めて「いじめが解消した」という状態になる。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

### ①いじめ防止対策委員会

<構成メンバー>

- ・校長（委員長）・教頭（副委員長）・教務主任・生活指導部長
- ・各学年生活指導窓口・養護教諭

<役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正などを行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、

関係児童への事情聴取、指導および支援方針の決定、保護者との連携を行う。

- ・ 事案発生時は、学校長の指示のもと、直ちに上記メンバーおよび当該学級担任も加わり対応していく。

#### 【年間計画】

- ・ いじめ対策委員会（8月を除く、月1回）
- ・ 生活指導連絡会（8月を除く、月1回）

#### 【アンケート調査等】

- ・ いじめに関するアンケート年3回
- ・ Q-U（楽しい学校生活をおくるためのアンケート）年2回
- ・ 学校しんだんアンケート（児童保護者）年1回

#### 【研修会】

- ・ 児童理解研修会年2回・人権教育実践報告会年1回
- ・ 校外での研修に、随時、積極的に参加

#### (2) 保護者・地域・関係機関との連携

- ① 学校ホームページ等による情報発信、啓発
- ② 学校協議会への提案、協力体制構築
- ③ 教育委員会、区役所との相談、および地域諸団体や関係機関への参加要請

#### (3) 取組内容の検証

- ① PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
- ② 実施したアンケート結果を分析し、全教職員でその結果を共有し、改善策を検討

## 7. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

※以下の①～④について、学校長の判断と指示のもと迅速に対応できるよう、教頭・教務主任・生活指導部長を中心に、日頃から体制を整えておく。

- ① 学校の対応（隠蔽しない、誠意ある対応、窓口一本化）
- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③ 被害児童およびその保護者への適切な情報提供
- ④ 教育委員会への報告等、関係諸機関との連携